

京都府がん対策推進条例をここに公布する。

平成23年3月18日

京都府知事 山田 啓二

京都府条例第7号

京都府がん対策推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 がん対策に関する施策（第7条—第15条）
- 第3章 がん対策の推進（第16条—第18条）
- 第4章 雑則（第19条・第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）の趣旨を踏まえ、がんの予防及び早期発見によりがんが府民の健康に及ぼす影響を少なくするとともに、がん患者及びその家族が置かれている状況を深く認識し、療養生活に伴う様々な不安を軽減するため、がん対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、府、府民、市町村及びがん対策関係者が一体となり、がん対策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 がんの予防若しくは早期発見又はがん医療（科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。）に携わるものをいう。
- (2) がん対策関係者 保健医療関係者、事業者、がん対策に対する府民の理解及び関心を深めるための活動に取り組む団体その他のがん対策に主体的に関与するものをいう。

（府の責務）

第3条 府は、市町村及びがん対策関係者に対し必要な取組を要請するとともに、市町村及びがん対策関係者と連携を図り、府の特性に応じて、次章に規定するがん対策に関する施策を推進するものとする。

(府民の役割)

第4条 府民は、生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響についての知識その他のがんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第5条 保健医療関係者は、がんの予防若しくは早期発見又はがん医療に関する技能の向上に努めるものとする。

2 保健医療関係者は、がんの予防及び早期発見に寄与する研究、がん医療の技術の向上に寄与する研究その他のがん対策の推進に寄与する研究並びに当該研究の成果の活用に努めるものとする。

3 保健医療関係者は、府のがん対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、次に掲げる環境の整備に努めるものとする。

(1) 従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができる環境

(2) 従業員ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、治療し、又は療養することができる環境

(3) 従業員の家族ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、当該家族を看護することができる環境

2 事業者は、府のがん対策に協力するよう努めるものとする。

第2章 がん対策に関する施策

(がんの予防の推進)

第7条 府は、市町村及びがん対策関係者と協力し、がんの予防に資するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

(1) 生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響についての知識その他のがんの予防のための知識に関する普及啓発を図るための施策

(2) 受動喫煙（室内又はこれに準じる環境において、他人のたばこの煙を吸わされるこ

とをいう。)を防止するための施策

(3) 科学的知見に基づくがんの予防の効果が見込まれる予防接種を普及させるための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、がんの予防のために必要な施策

(がんの早期発見の推進)

第8条 府は、市町村及びがん対策関係者と協力し、がんの早期発見に資するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

(1) がん検診の受診率に係る目標の設定及び当該目標を達成するための施策

(2) 性別及びがんにかかりやすい年齢を考慮したがんの早期発見を推進するための施策

(3) がん検診に従事する医療従事者の育成及び確保並びに資質の向上を図るための研修の機会を確保するための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、がんの早期発見のために必要な施策

(がん医療の水準の向上)

第9条 府は、府民がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするため、次に掲げる施策を講じるものとする。

(1) がん診療連携拠点病院（国が定める指針に基づき、専門的ながん医療の提供を行う医療機関として厚生労働大臣が指定したものをいう。以下同じ。）並びに京都府がん診療連携病院及び京都府がん診療推進病院の整備を推進するための施策

(2) 前号に掲げる医療機関相互及び当該医療機関とそれ以外の医療機関等との間の連携及び協力を推進するための施策

(3) 医療機関のがん医療に関する機能の充実に資するため、前号に掲げるもののほか、がん医療の水準の向上のために必要な施策

2 府は、前項に規定する施策を推進し、がん医療の水準を向上させるための方針等について検討するため、府、京都府立医科大学、京都大学その他医療機関等においてがん医療に携わる者によって構成される京都府がん医療戦略推進会議を組織するものとする。

3 知事は、第1項第1号及び第2号に規定する施策を実施するため、前項の方針等を踏まえ、規則で定めるところにより、がん診療連携拠点病院に準じる医療機関で知事が定める指針に適合するものを京都府がん診療連携病院として、がん診療連携拠点病院及び京都府がん診療連携病院と連携し、及び協力して地域におけるがん医療を推進する医療機関で知事が定める指針に適合するものを京都府がん診療推進病院として指定することができる。

(緩和ケアの推進)

第10条 府は、緩和ケア（がん起因する身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下同じ。）の推進を図るため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) がん患者の状況に応じた治療の初期の段階からの緩和ケアの充実を図るための施策
- (2) 緩和ケアを提供する医療機関の整備を推進するための施策
- (3) 居宅において緩和ケアを受けられることができる体制の整備を推進するための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策

（医療従事者の育成等）

第11条 府は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケアに係る医療その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保並びに資質の向上を図るために必要な施策を講じるものとする。

（がんに関する情報の提供等）

第12条 府は、府民に対して、がんに関する情報を提供するものとする。

- 2 府は、市町村及びがん対策関係者が府民に対して提供するがんに関する情報の内容及び提供方法の充実のために必要な施策を講じるものとする。
- 3 府は、学校等の教育機関において、児童及び生徒ががんの予防及び早期発見についての認識を深めるための教育が行われるよう、適切な措置を講じるものとする。

（がん患者等に対する支援）

第13条 府は、医療機関等と連携し、がん患者及びその家族、遺族等（以下「がん患者等」という。）に対する支援に資するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) がん患者等に対する相談体制の充実を図るための施策
- (2) がん患者等の経験を生かした支援活動等を推進するための施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、がん患者等の支援のために必要な施策

（がん登録の推進）

第14条 府は、がん医療の向上に役立てるため、がん登録（がん患者の罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するためにがんに係る情報を登録する制度をいう。）の推進に努めるものとする。

- 2 府は、前項の施策を行うに当たり、がん患者の個人情報^りの保護が適切に行われるために必要な措置を講じるものとする。

（研究の推進等）

第15条 府は、がん対策の推進に寄与する研究が推進され、又は当該研究の成果が活用されるために必要な施策を講じるものとする。

第3章 がん対策の推進

(がん対策推進計画)

第16条 知事は、がん対策基本法第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画の策定又は変更に当たっては、京都府がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。

(がん対策推進協議会)

第17条 前条の規定による知事の諮問のほか、がん対策に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員25人以内で組織する。
- 3 委員は、市町村、がん対策関係者、がん患者等、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(府民運動)

第18条 府は、市町村及びがん対策関係者と連携し、府民ががん対策に対する理解及び関心を自主的に深めるための活動が活発に実施されるよう必要な施策を講じるものとする。

- 2 府は、前項に定める活動を推進するため、府、市町村、がん対策関係者、がん患者等、教育機関、報道機関、学識経験を有する者等で構成される京都府がん対策推進府民会議を組織し、当該会議が円滑に運営されるよう必要な措置を講じるものとする。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第19条 府は、がん対策を推進するために必要な財政上の措置を講じるものとする。

(規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第68号

大阪府がん対策推進条例

大阪府は、全国に先駆けて、「がん登録」事業に取り組むとともに、がんを中心とする生活習慣病に関する専門施設である大阪府立成人病センターを設置するなど、がん予防とがん医療向上の取組を推進してきた。しかるに、肺、胃、肝臓、大腸、乳などのいわゆる5大がんによる死亡率は全国に比して高い状況が続いており、また、がん検診受診率は全国最低水準で推移している状況にある。

このような現状を踏まえ、生命を尊重する良心に基づき、温かみのある適切ながん対策を推進することにより、府民をがんから守り、健康な生活を送ることができるよう努めるとともに、がんになっても社会での役割を果たすことができ、お互いに支え合い、安心して暮らしていける地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、がんが府民の疾病による死亡の最大の原因であり、その対策が府民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法（平成18年法律第98号）の趣旨を踏まえ、がん対策に関し、府、保健医療関係者及び府民の責務を明らかにし、がんの予防及び早期発見に資するとともに科学的な知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を提供する体制の整備を促進することにより、総合的ながん対策を府民とともに推進することを目的とする。

(府の責務)

第2条 府は、国、市町村、医療機関、医療関係団体並びにがん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体と連携を図りつつ、がん対策基本法第11条第1項の規定により府が策定するがん対策推進計画（第17条において「計画」という。）に従い、本府の特性に応じた施策を実施する責務を有する。

(保健医療関係者の責務)

第3条 保健医療関係者（がんの予防及び早期発見の推進やがん医療に携わる者をいう。以下同じ。）は、本府及び市町村のがん対策に協力するよう努めなければならない。

(府民の責務)

第4条 府民は、喫煙、食生活、飲酒、運動などの生活習慣が健康に及ぼす影響等がんにかかりやすくなる要因を排除するための正しい知識を学び、がんの予防に努めるとともに、定期的にごがん検診を受けるよう努めなければならない。

(がん情報の収集と提供)

第5条 府は、がんの罹患、死亡等、がん対策に資する情報を収集し、分析するための取組等必要な施策を講ずるものとする。

2 府は、府民に対して、がんの予防及び早期発見、がん医療並びに患者支援に関する適切な情報を提供するものとする。

（がんの予防の推進）

第6条 府は、関係機関と協力し、がんの予防に資するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 喫煙、食生活、飲酒、運動などの生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響など、がんの予防のための普及啓発
- (2) 受動喫煙防止のため、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の努力義務を有する全施設、その他の多数の者が利用する施設における禁煙を推進
- (3) 健康診断・がん検診実施機関における喫煙者に対する禁煙支援、生活習慣の改善のための指導及びこれらについての研修の実施
- (4) 小学校、中学校及び高等学校におけるがんの予防につながる学習活動の充実・推進
- (5) 前各号に掲げるもののほか、府内におけるがんの予防のための必要な施策

（早期発見の推進）

第7条 府は、関係機関と協力し、がんの早期発見に資するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) がん検診の内容及び精度管理体制の充実並びに精度管理指標の公表
- (2) がん検診精密検査の体制の確立
- (3) がん検診の受診率の向上のための、計画組織化されたがん検診の実施
- (4) がん検診に携わる医療従事者の資質の向上を図るための研修の機会の確保
- (5) 市町村と協力した府民のがん検診受診率の向上のための施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、がんの早期発見のために必要な施策

（がん医療の充実）

第8条 府は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切な医療を受けることができるようにするとともに、府民に質の高いがん医療を提供するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) がん診療連携拠点病院の整備
- (2) がん診療連携拠点病院に準ずる病院の整備
- (3) 前2号に掲げる病院とその他の医療機関等との役割分担及び連携の強化
- (4) 放射線療法及び化学療法の推進
- (5) がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択するための在宅医療及び介護の提供体制の整備
- (6) 手術、放射線治療、化学療法、緩和ケア、リハビリテーションその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保
- (7) 前各号に掲げるもののほか、府内におけるがん医療の向上のために必要な施策

（緩和ケアの推進）

第9条 府は、がん患者の身体症状の緩和や家族を含めた精神心理的問題の援助を治療の初期段階から行う緩和ケアの充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 緩和ケア病棟、緩和ケアチーム及び緩和ケア外来の整備の促進
- (2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成
- (3) がん患者の状況に応じた治療の初期段階からの緩和ケアの推進

- (4) 在宅で緩和ケアを受けることができる体制整備の支援
- (5) 緩和ケアに関する関係機関及び関係団体との連携の強化
- (6) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実のために必要な施策

(肝炎肝がん対策の推進)

第10条 府は、肝炎肝がん対策に資するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 肝炎ウイルス検診の受診率の向上のための、計画組織化された肝炎ウイルス検診の実施
- (2) 肝炎ウイルス陽性者に対する相談支援・診療体制の充実
- (3) 前2号に掲げるもののほか、肝炎肝がん対策を推進するために必要な施策

(女性に特有のがん対策の促進)

第11条 府は、女性に特有のがん対策に資するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) がんにかかりやすい年齢を考慮したがんの予防に関する正しい知識の普及啓発
- (2) 女性に特有のがんに係る検診の受診率の向上のための施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、女性に特有のがん対策を推進するために必要な施策

(小児がん対策の充実)

第12条 府は、小児がん対策を充実するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 小児がんの実態把握の強化
- (2) 小児がん診療に関わる医療関係機関間の連携及び協力の促進
- (3) 前2号に掲げるもののほか、府内における小児がん医療向上のために必要な施策

(骨髄移植及び臍帯血移植の促進)

第13条 府は、白血病等の血液がんに対し有効な治療法である骨髄移植及び臍帯血移植を促進するため、保健医療関係者と連携して骨髄バンク事業及び臍帯血バンク事業の普及啓発等必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録の推進)

第14条 府は、効果的かつ総合的ながん対策の実現に向けて、地域がん登録の推進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 人口動態情報、住民基本台帳を活用した地域がん登録事業を推進するための施策
- (2) 地域がん登録への医療機関の連携の強化
- (3) 地域がん登録に関する府民への情報提供、広報の強化
- (4) 前3号に掲げるもののほか、がん登録の推進のために必要な施策

2 前項の施策を講ずるに当たっては、登録された情報がその利用目的の達成に必要な範囲を超えて用いられることがないようにする等、がん患者にかかる個人情報の保護が適切に講じられるようにしなければならない。

(研究の推進)

第15条 府は、希少がん、難治性がん等がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の先進的な医療の導入に向けた研究について情報収集するとともに、その研究を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

（患者等の支援）

第16条 府は、がん患者の療養生活の質の向上及びがん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安その他のがんに伴う負担の軽減に資するため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん患者及びその家族等に対するセカンドオピニオン（診断又は治療に関して担当医師以外の医師の意見を聞くことをいう。）を含めた相談体制の充実強化
- (2) がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体が行うがん患者の療養生活及びその家族に対する活動の支援
- (3) がん患者及びその家族等の就労に関し必要な支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがんに伴う経済的負担の軽減に関し必要な施策

（大阪府がん対策推進委員会）

第17条 がん対策に関し、次に掲げる事項を処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく知事の附属機関として、大阪府がん対策推進委員会を置く。

- (1) がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。
- (2) 計画に基づく施策の実施状況について、定期的に検討を加え、必要に応じて調査し、知事に意見を述べること。

2 委員は、がん患者及びその家族等で構成される民間団体を代表する者、保健医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、その他相当と認める者のうちから知事が任命する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

（府民運動の推進）

第18条 府は、保健医療関係者、がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体、民間企業と幅広く連携し、がん対策に対する府民の理解と関心を深めるための取組を推進するものとする。

（財政上の措置）

第19条 府は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（委任）

第20条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（この条例の見直し）

2 知事は、この条例の施行後2年を目途として、この条例の規定内容について検討を加え、その結果に基づいてこの条例の見直しを行うものとする。

離島・就労支援望む声

がん条例骨子案 県民意見170件

県がん対策推進条例の制定に向けて、県が1カ月間実施した条例骨子案のパブリックコメント（県民意見聴取）に、54人から延べ約170件の意見が寄せられ、離島患者への支援や患者の経済的負担の軽減、就労支援などを求める意見が多数を占めた。患者や医療者、行政関係者が話し合う16日の第4回連絡作業部会で報告された。県は県民意見を集約し、骨子案を再度検討する。

相談体制の充実も

県民意見では、離島から「宿泊費などの財政支援、高本島へ治療に通う渡航費や「額治療費に対する患者の経

済的負担の軽減、がん医療などの情報提供や患者が気軽に相談できる体制の充実などが求められた。

県がん患者会連合会の古田祐子副会長は「患者側の要望として就労支援を明記してほしい。基金創設など経済的支援の在り方も検討してほしい」と訴えた。

琉球大学医学部付属病院がんセンター長の増田昌入医師は、県内がん医療の質

の評価実施を条例に盛り込むことを要求。「がん医療者だけでなく、医療行政をさまざまな角度から検証することが必要。医療の質の担保にもつながる」と、

他府県にない医療評価の条項を設けるようを強調した。県医療ソーシャルワーカー協会の樋口美智子会長は「患者が一番知りたいの

は、どの病院でどんな医療が行われているかなど、質や量を含めた情報だ。こうした情報を集約して提供することが必要」と指摘した。

がん条例作業部会

患者、経済支援求める

県、財政伴う内容に難色

がん条例案へ多くの意見が提出された
第3回県がん条例作業部会が16日、県庁



第3回県がん条例作業部会が16日、県庁で開かれた。県条例骨子案に対し、患者側委員は経済的負担軽減や就労支援と離島対策の推

進を提言。医療者は県内医療機関のがん治療に関する評価の仕組みづくりなどを求めた。

福祉保健部医務課は、13日まで実施したパブリックコメント（県民意見公募）に54人（170件）が意見を寄せたことを報告。内容は高額治療費や離島からの渡航費支援、相談支援などへの要望が多かった。

県がん患者会連合会は15日、県と県議会に対し、患者の経済負担軽減などを求めた意見書を提出しており、同会の吉田祐子副会長や田仲康榮氏はあらためて患者への経済的支援を訴えた。医務課担当者は、地方自治法上、財政発動のある内容を条例に盛り込むのは困難であると説明。那覇市健康福祉部健康推進課の武元清一主任は「『経済的支援』といった予算の裏付け

のない内容が書けないとなると、要請と法制執務上の乖離が起きる」として、実質的に配慮するような条文の書き方が重要になると指摘した。

制定後に条例の執行度合いをチェックし、必要なら立案提言も行える県民参加の評価委員会設置を求める声もあった。パブリックコメントの県民や各市町村への周知不足も指摘された。

がんになっても

□第2部 患者の周辺

安心社会への模索

44

インタビュー④

天野慎介 厚労省がん対策推進協会長代理

「がん対策基本法が制定された意義は、これまでの医療政策は患者の側からすれば、まさにブラックボックス。何をやっているのかわからない中で、行政を中心にああでもない、こうでもないと言いつつあっていた。患者や家族は蚊帳の外に置かれ、国の審議会メンバーにもいなかった。そんな場所に患者や家族が入り、意見を言えるようにしたのが、基本法の大きな意義と考える。」

— 都道府県への影響は、

天野 基本法ができたことで各都道府県にがん診療連携協議会が設置され、その中にも患者や家族が入るようになった。沖縄の協議会にも当事者がメンバーとして参加しており、患者や家族の立場からより身近な声がある。政策に反映される機会がふえた。

県は現在、がん条例を制定しようとしているが、それがきち

県の瞬発力が必要

んと整備されるのであれば、がん対策は担保されるはずだ。」

— がん条例が全国でも整備されつつある。

天野 現在、全国16府県で制定されている。沖縄でも、昨年までは熱気があったが、今は動きがト火になってしまっている。県の患者会らが策定した条例案が大府府の条例の参考となり、先を越されてしまった経緯もある。沖縄も来年2月の議会での制定を目指しているが、全国で制定されているものより劣るものが出てくる意味がない。

県内に多い子宮がんや大腸がんなど、地域の特徴を盛り込み、就労支援や経済支援も生かしてほしい。全国を見ても、沖縄は動きが鈍いように感じる。ただ就労面での支援は、がん対策が進むアメリカですら10年かかったと言われている。

— 今後の課題は、

天野 全国に先駆けてがん条例を整備し、がん対策に乗り出



天野さんは「沖縄にはいい環境がある。工夫次第でやれることはある」と指摘する＝3月、宮古島市

■連載に関する意見や情報提供は、沖縄タイムス社会部、電話098(990)5922、kai@okinawatimes.co.jp
■がんに関する相談は「琉大付属病院がん相談支援室」電話098(809)1169(月)金、午前9時～午後3時)まで。

した島根県は、医師の数も沖縄よりずっと少なく、医療環境や条件はかなり厳しい。それを考えれば、沖縄でできることはいらない。

沖縄には医師がおり、患者会といつが、島根県だって設備ではないし、地方にはそんな自治体は多い。予算を使わず、工夫次第でできることは必ずある。沖縄は海に囲まれた離島県であり、県をまたいても大都市がない。『藤岡多美子』おわり

沖繩には医師がおり、患者会もでき、これからはいい環境があつていける。いい環境があつても、せつかくまいた種に水をあげなければ、花は咲かない。県の瞬発力が必要だ。(社会部)



被災地支援 | 亡くなられた方々(共同通信)
関連情報: 東日本大震災(Google) 地震・津波災害に関する情報(Yahoo!)

社説



県がん条例骨子案 患者、家族に寄り添いたい

2011年11月20日

いいね!

0

7

0

がんの予防や早期発見など総合的ながん対策の推進を目的に、県や医療機関、県民などの役割を定める「県がん対策推進条例」の骨子案をめぐり、患者会側が「患者や家族の思いが反映されていない」と県への反発を強めている。

県は本年度内の条例制定を目指す、骨子案には患者会が要望する「経済的負担の軽減・就労支援・離島対策の推進」など、「社会的な痛み」への配慮が盛り込まれていないためだ。

県は、既に条例を制定済みの16府県を参考に骨子案をまとめたとするが、患者側の視点や沖縄特有の実情がくみ取られていないとの指摘は重い。条例制定が目的化し、「仏作って魂入れず」という事態だけは避けなければならない。

日本人は2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで死亡する。世界一のがん大国でありながら、最善の医療や情報を求めて病院を転々とする「がん難民」を多数生み出している。このため不十分な情報提供や診療水準の地域格差などの解消を目指す、がん対策基本法が2007年4月に施行された。

同法は都道府県に対し地域の実情に応じたがん対策推進計画を策定するよう求めており、県は08年3月に策定した。だが、県がん患者会連合会は、当事者の意見が反映されず、全国と比較して予算措置も少ないと批判。離島県ゆへの医療費以外の経費負担への対応、沖縄に多い子宮頸(けい)がん対策の取り組みなど、県内の実情を踏まえた条例制定の必要性を訴えていた。

昨年5月には医療従事者や患者らでつくる県がん診療連携協議会と患者会が県に対し「患者目線」の条例案を提出。県は11年度から関係団体との連絡会議を開き制定作業を進めてきたが、財政負担に難色を示しているのが現状だ。だが、がん対策基金や募金など財源捻出に向けた知恵と工夫も示さないままではあまりに消極的すぎる。

がん患者は肉体的、精神的な痛みに苦しめられ、経済的負担や家族の負担など社会的痛みも大きい。患者会によると、先行する16府県のがん条例には社会的痛みの解決に向けた条項がある。後進の県条例が後退するのはなぜか、理解に苦しむ。

そもそも、がん対策基本法の目標の柱は「すべての患者・家族の苦痛軽減と療養生活の質の向上」にある。患者と家族に寄り添うがん対策をいかに推進するか。県の意識と本気度が問われている。

次の記事>>

今日の記事一覧 今月の記事一覧 最近の人気記事

関連すると思われる記事

powered by weblio

「がん条例、先行県並みに」 患者会、県案へ意見書 (2011.11.16)

患者の就労支援を 県がん患者会連合会が条例案へ意見書 (2011.11.15)

「県がん対策推進条例」の制定を 県がん患者会連合会が知事に要請 (2010.5.6)

「県がん患者連」発足 対策条例制定へ要請行動 (2010.4.19)

悩み共有 希望に変えて がん患者・家族ら集う「サロン」の輪広がる (2009.10.21)

用語解説: がん対策基本法 生活の質 仏作って魂入れず

Keywords by weblio

Ads by Google

卵子提供エージェンシー www.lababy.us/

米国ロサンゼルス、ハワイでの 卵子提供・代理出産

プロが選んだ終身医療保険

